

## 林業事業体経営基盤強化事業実施要領の運用について

令和2年5月22日2林第270号

令和4年6月29日4林第327号

最終改正 令和5年4月20日5林第218号

### (趣旨)

第1条 林業事業体経営基盤強化事業の実施に当たっては、林業事業体経営基盤強化事業実施要領（令和2年5月22日付け2林第269号。以下「要領」という。）によるほか、この運用の定めるところによる。

### (知事が別に定める者)

第2条 要領別表に規定する知事が別に定める者については、府内に事務所を有する森林組合または京都府木材生産業者等連絡協議会に加入している事業体で次の各号のいずれかに該当する者とする

- (1) 林業事業体経営基盤強化事業（以下「強化事業」という。）を実施する前年度または前年度を含む過去3年間の平均の素材生産量が1,000 m<sup>3</sup>以上である者
- (2) 強化事業を実施する前年度または前年度を含む過去3年間の平均の森林整備面積が10ha以上である者
- (3) 過去3年以内に現場作業職員（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第2条第1項に規定する林業労働者をいう。）を新たに1名以上雇用した者

### (就業環境改善計画の認定)

第3条 就業環境改善計画の認定を受けようとする事業体（以下「事業体」という。）は、就業環境改善計画の認定申請書（以下「申請書」という。別記第1号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、事業体に対して就業環境改善計画の認定書（別記第2号様式）を交付する。

- (1) 事業体が雇用する現場作業職員のうち1人以上が月給制である、または申請の翌年度の4月末日までに、事業体が雇用する現場作業職員のうち1人以上を月給制に変更していること。
- (2) 前項で月給制である、または月給制に変更となる現場作業職員が社会保険制度（健康保険及び厚生年金保険）及び退職金共済制度に加入済み、または申請の翌年度の4月末日までに加入していること。

### (就業環境改善計画の実績報告)

第4条 就業環境改善計画の認定を受け、林業事業体経営基盤強化事業を実施した事業体は、強化事業を実施した年度の翌年度（以下「事業実施の翌年度」という。）の4月末日までに実績報告書（別記第3号様式）を知事に提出しなければならない。

### (就業環境改善計画の変更)

第5条 事業体は、認定の有効期間内に第3条により知事に提出した内容に変更が生じた場合で次条に該当しない場合は、速やかに就業環境改善計画の変更申請書

(以下「変更申請書」という。別記第4号様式)を知事に提出すること。

- 2 知事は、前項に規定する変更申請書が適正と認められるときは、変更申請書の受理をもって変更の認定に代えることができるものとする。

(就業環境改善計画の認定取り消し)

第6条 事業体は、第3条により知事に認定された計画について、第3条第2項の各号のいずれかに該当しないと認められるときは、速やかに就業環境改善計画の認定取消申請書(以下「取消申請書」という。別記第5号様式)を知事に提出すること。

- 2 知事は、前項に規定する取消申請書の提出があり、第3条第2項の各号のいずれかに該当しないと認めるときは、事業体に就業環境改善計画の認定取消し(別記第6号様式)を通知するものとする。

(その他)

第7条 その他、必要に応じて、知事と事業体が協議し、対応を決定するものとする。

附 則 (令和2年5月22日2林第270号林業振興課長通知)

この運用は、令和2年5月22日から施行する。

附 則

この運用は、令和4年6月29日から施行する。

附 則

1 この運用は、令和5年4月20日から施行する。

2 この通知による改正前の運用により申請された就業環境改善計画のうち、知事の認定の有効期間が令和6年3月末日までの計画については、本運用により認定されたものとして取り扱う。

別記

第1号様式（第3条関係）

年 月 日

京都府知事 様

申請事業体

就業環境改善計画の認定申請書

林業事業体経営基盤強化事業実施要領の運用について第3条第1項の規定により、別紙の就業環境改善計画の認定を申請します。

別紙

就業環境改善計画書

1. 事業体名	
2. 代表者名	
3. 所在地	
4. 現場作業職員 総人数	人                      うち日給制の現場作業職員数                      人
5. 月給制に変更する 現場作業職員数	人
6. 月給制に変更する現場作業職員の氏名	
7. 月給制に変更する時期	年              月              日

(備考)

- 1 日給制から月給制に変更する内容が分かる資料（変更する就業規則（案）や契約書（案）の写し等）を添付のこと。
- 2 社会保険制度及び退職金共済制度に加入済み、又は加入する見込みが分かる資料を添付のこと。

第 号  
年 月 日

様

京都府知事

就業環境改善計画の認定書

年 月 日付けで申請のあった就業環境改善計画について、林業事業体経営基盤強化事業実施要領の運用について第3条第2項により、下記のとおり条件を付けて認定します。

記

条 件

- 1 林業事業体経営基盤強化事業を実施した年度の翌年度の4月末日までに、林業事業体経営基盤強化事業実施要領の運用について（以下「運用」という。）第3条により、実績報告書を知事に提出すること。
- 2 実績報告書を前項の期日までに提出できない場合は、就業環境改善計画を認定された事業体として受けた補助金とその他の事業体に適用される補助金との差額を返還すること。
- 3 認定の有効期間内に、知事に提出した就業環境改善計画若しくは実績報告の内容に変更が生じた場合は、速やかに運用第4条第1項により変更申請書を知事に提出すること。

なお、認定が取り消された場合は、就業環境改善計画を認定された事業体として受けた補助金とその他の事業体に適用される補助金との差額を返還すること。

第3号様式（第4条関係）

年 月 日

京都府知事 様

認定事業体

就業環境改善計画の実績報告

就業環境改善計画の実績について、別紙のとおり報告します。

別紙

就業環境改善計画の実績報告書

1. 事業体名	
2. 代表者名	
3. 所在地	
4. 現場作業職員 総人数	人                      うち日給制の現場作業職員数                      人
5. 月給制に変更した 現場作業職員数	人
6. 月給制に変更した現場作業職員の氏名	
7. 月給制に変更した時期	年      月      日

(備考)

- 1 日給制から月給制に変更した内容が分かる資料（変更した就業規則や契約書の写し等）を添付のこと。
- 2 社会保険制度及び退職金共済制度に加入した内容が分かる資料を添付のこと。

第4号様式（第5条関係）

年 月 日

京都府知事 様

認定事業体

就業環境改善計画の変更申請書

林業事業体経営基盤強化事業実施要領の運用について第4条第1項の規定により、別紙の変更就業環境改善計画の認定を申請します。



別紙

変更就業環境改善計画書

1. 事業体名	
2. 代表者名	
3. 所在地	
4. 現場作業職員 総人数	人                      うち日給制の現場作業職員数                      人
5. 月給制に変更する 現場作業職員数	人
6. 月給制に変更する 現場作業職員 の氏名	
7. 月給制に変更 する時期	年              月              日

(備考)

- 1 変更前を上段、変更後を下段に二段書きとすること。
- 2 変更した内容が分かる資料(変更した就業規則や契約書の写し等)を添付のこと。

第5号様式（第6条関係）

年 月 日

京都府知事 様

認定事業体

就業環境改善計画の認定取消申請

林業事業体経営基盤強化事業実施要領の運用について第5-6条第1項の規定により、下記のとおり、就業環境改善計画の認定取消しを申請します。

記

就業環境改善計画の認定取消理由 別紙のとおり

別紙

就業環境改善計画の認定取消理由書

- 1 事業体名
- 2 代表者名
- 3 所在地
- 4 取消申請する理由

第6号様式（第6条関係）

第 号  
年 月 日

様

京都府知事

就業環境改善計画の認定取消し

年 月 日付け 第 号で交付した就業環境改善計画の認定について、  
林業事業体経営基盤強化事業実施要領の運用について第6条第2項により、下記の  
とおり条件を付けて認定を取消します。

記

条 件

就業環境改善計画を認定された事業体として林業事業体経営基盤強化事業を実施  
した場合、就業環境改善計画を認定された事業体として受けた補助金とその他の事業  
体に適用される補助金との差額を返還すること。